



# 令和8年度 生物多様性保全活動支援事業

生き物調査など、子供たちが参加する  
生物多様性の保全活動を支援します！

日本農業遺産認定地域である東稲山麓地域（一関市舞川地区、奥州市生母地区、平泉町長島地区）で行う生き物調査など、子供たちが参加する生物多様性の保全活動に要する経費を助成します。

## 対象

東稲山麓地域において、子供たちが参加する生き物調査などの生物多様性の保全活動に取り組む学校、児童クラブ、市民団体、法人等

## 助成対象

生き物調査などの保全活動に必要な物品の購入経費、保全活動に係る昼食代や飲料代、講師への謝礼

※ただし消費税及び地方消費税は対象外

## 助成額

定額（上限5万円）

## 交付申請

助成を希望する団体等は、事前に東稲山麓地域農業遺産推進協議会事務局に相談の上、事業実施14日前までに、助成金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

なお、予算の上限に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

## 助成金の請求及び実績報告

申請が認められ、交付決定を受けた団体等は、事業終了後速やかに助成金請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）を提出してください。

提出された書類が適正と認められた場合、助成金をお支払いします。

## 日本農業遺産とは？

我が国において重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）として、農林水産大臣により認定されるものです。

東稲山麓地域は「災害リスク分散型土地利用システム」として令和5年1月に認定されました。

## お問合せ先

東稲山麓地域農業遺産推進協議会事務局  
（岩手県県南広域振興局農政部） TEL 0197-22-2841

詳しくは岩手県ホームページをご覧ください。

様式のダウンロード



日本農業遺産とは？

